

下村 田園ま ち 地区 通信 VOL. 9



2009年12月発行

下村地区まちづくり協議会

「まちづくり協議会 第2回総会」開催

～すべての議案が承認されました～

下村地区まちづくり協議会総会が行われました

■まちづくり協議会 第2回総会が11月27日(金)に下村公民館にて開催されました。

・会員総数263人のうち、出席者が50人、委任状提出者が99人、計149人の有効出席数があり、総会は成立し、その採決が有効なものとなりました。

・加古川市都市計画課の担当職員の方々にも出席していただきました。

・本協議会の 会長から、今までの協議会における活動報告を行い、良好な住環境や豊かな農地を守りながら地域の活性化を図るため、まちづくり計画等を提案したいとの説明がありました。

・引き続き会長から、議案第1号<地区まちづくり計画案>及び議案第2号<特別指定区域案>についての提案がありました。

・活発な質疑応答のあと、採決を行ったところ、皆さんの賛同をいただき両案とも可決、承認されました。

・また、規則で定められている「特別指定区域」の最低敷地面積の要件を300㎡から200㎡に緩和するよう市に要望することについて発議があり、承認されました。

・今後は、市に地区まちづくり計画の認定及び特別指定区域の指定の申請を行い、来年4月ごろに市から認定される予定です。

今後のまちづくり協議会の活動について

■まちづくり協議会は、まちづくり計画等を推進するため、今後も活動を続けます。

・市から認定を受ける来年4月(予定)以降は、本地区内における建築行為が、まちづくり計画等に適合するよう本協議会と建築主が協議することになります。

・地区まちづくり計画で計画された道路や公園については、本協議会が地区の将来

構想として策定したもので、その実現を市が約束するものではありません。これらの実現に向けて、協定道路制度等の既存制度を活用するなど、我々地元主体での実現を目指していくこととなります。

・「新規居住者の住宅区域」の追加を年1回程度検討していきますので、地縁者の住宅区域内の物件の売却を検討される際は、本協議会までご相談ください。

田園まちづくり制度の市ホームページについて

詳しいことは下記の要領で市のホームページをご参照ください。

[加古川市ホームページのトップ](#)



[加古川市政](#)



[田園まちづくり](#)